



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



けい そう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

少し前にも書きましたシクラメンの花がここ数日前からようやく花が開き始めました。今年は日によって随分暖かい日と、冬らしい寒い日がランダムに訪れるので、気温調整がなかなか難しかったですね。2月19日は「雨水」（陽気がよくなり、雪や氷が解けて水になり、雪が雨に変わる）ですが、まだもう少し寒さが続くように思います。



今回は複数の負債に対する支払に関する記事と、裁判のIT化についての記事になります。それ以外は今回は税務会計についての記事です。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。

複数の負債がある場合に返済をする際の注意点・何に返済をしたことになり時効はどうなる？

22.02.13 | オリジナル



○一部への支払いはその部分のお金の支払いをした扱いになるのでしょうか？

お金には色がないので、どの部分の支払いに充てられたかは重要です。遅延利息（損害金）がいくらになるのか（返済部分が少なく古い時期のものが残るほどに金額が大きくなります）といった点にもかかわります。

予め借り入れや売買等の契約で決めておくということもできますが、決めていない場合には法律で決められたルールにより決まります。支払いの際に支払い側が指定していればその金額になりますし、支払いを受ける側が指定をすればその内容によります。通常は一部支払いの場合に未払いが残ることによる問題を回避したいのは支払いをする側でしょうから、支払いをする方はよく考えておく必要があります。

こうした指定がない場合には、法律で決まったルールで順番が決まります。支払時期が古い（通常は古い借り入れなど）から・遅延損害金⇒利息⇒元金の順番などによります。そのため、通常支払う側は古い時期から返済したほうがメリットが大きい（延滞が続くと一括請求になる場合は別）ので古い時期からの指定が多いでしょうけれども、一括請求を防ぐ・時効の承認によるリセットへの注意等を考えておく必要があります。

○時効の承認とリセットの関係

ここでいう時効とは、法律で定められているスタート時点から一定期間が経過して支払いがなく・請求もない等の事情が続く場合に、支払義務を免れることがありうるという話になります。ここでのスタート時点や特に一定期間が令和2年4月以降の契約については変更されていますので、注意が必要です。リセットとは、先ほどの一定期間の経過をゼロにする制度であり、令和2年3月までは中断、その後は更新と呼ばれている制度になります。時効に関するルールはこのほか一部改正されている点がありますが、ここでは詳しくは触れません。

裁判での請求などが有名ですが、ここで問題となるのは「承認」と呼ばれるものです。これは、支払いをすべき負債が存在していることを知っていることを負債を負っている側が示すこと一般を指します。明確なのは、支払義務を負うことを了解しているという念書を書くことですが、このほか一部支払いを行う（元金だけでなく負債のみを支払うことも含みます）・支払猶予を求める等支払義務を負うことを示すことが前提の行動も含まれます。

複数の負債が存在する場合に一部にあたるお金を支払うことは、まさしくここでいう負債の存在を認識していることを示しつつ支払うことになるので、「承認」にあたる話になります。ただ、複数の負債が存在するので、一部の負債のみ支払義務を負うことを示しているのか・全部の負債の支払義務を負うことを示しているのかが問題になります。

支払いをする側が支払いの際にどの負債の支払いに充てているのかを示していれば、どの負債の部分の存在を知っているのかを示すのは簡単に言える側面があります。そうでない場合をどう考えるのかという話が問題になります。実際最近の最高裁判所の判断（最高裁令和2年12月15日民集74巻9号2259頁）で判断が示されている点があります。

問題となっているケースでは、親族間のお金の貸し借りで数年にかけて複数の貸金が存在し、一部の支払いがなされた後で、全ての負債の全額支払いを求めたというものです。一部の負債の支払いのみに該当する（一部のみ「承認」となれば、時効で負債の支払いを免れる部分が多くなるため、ここでいう「承認」をどう考えるのかがシビアに問題になりました。

ここでの問題は、法律で定められたルール＝古い時期の貸金から返済と扱うのか⇒古い時期の貸金のみ「承認」とするのか・全ての負債について「承認」と扱うのかという点です。前者であれば古い貸金のみ「承認」なのでその後の貸金で時効になるものがあれば支払義務を免れる可能性が出てきます。

結論から言えば、最高裁判所は全ての負債について「承認」となるのが原則であると判断しています。この判断は高等裁判所までの判断を覆したものです。その理屈は、自分で契約に関わっている（借り入れた）ならば各貸金の元金が存在しているのが通常であるのだから、特に支払部分を限定していない場合には通常全ての貸金の支払義務があることを知っていることを示している、と考えられるためとしています。

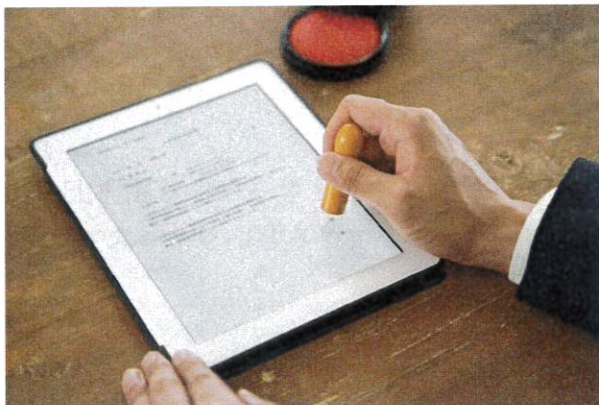
そのため支払い側にはここでの原則を防ぐならば、支払いをどの部分に該当させるか支払い時に明確にしておく（書面でどの部分の支払いかを残しておく）必要があります。これ以外の例外とは、借主が自ら借り入れをしたにもかかわらず、各貸金の存在を知っているとは言えないだけの事情が要求されることとなります。いつの時期にどのような借り入れがあったのか分からないというだけの客観的な事情が必要となりますが、この場合には貸金の存在自体が争いになるでしょうし、借用書もなくお金の流れもよく分からないような例外的なケースに限られるでしょう。

貸している側にとっては複数の借り入れが存在する場合には、貸金の存在が争いになる・時効の問題を防ぐために念書・準消費貸借契約書（貸金をまとめて新たな貸金とするというのはここでの意味になります）を作成しておくということが考えられます。

契約関係や時効の問題は意外と足元を掬われかねないので注意が必要でしょう。

裁判のIT化に関する法案がまもなく提出へ。具体的にはどんな内容？

22.02.14 | オリジナル



○IT化の具体的な内容とは？

今回の法案では、民事裁判の提訴から判決まで基本的にオンラインで完結する仕組みにする見込みにすることを目指しています。これにより、裁判の利用にあたっての利便性向上や裁判の迅速化が期待されるとしています。

改正案の内容は大きく以下のようになっています。

(1) 訴状をインターネット上で提出できるようにする。

それにあたってのシステム整備は今行っているところのようですが、弁護士代理人でついている場合はネットでの提出を義務化することとされます。これに伴い、これまで訴状提出の際に納付をしていた印紙や郵便切手は手数料の電子納付で一本化されることになります。

なお、弁護士がついていない、いわゆる「本人訴訟」の場合は裁判を受ける権利を保障するため、これまで通り紙での提出もOKとされることになっています。そのため、この場合は従来通り収入印紙と郵便切手の納付を行うことになります。

(2) 弁護士事務所などからネットで参加するweb会議を認める

これはすでに一部の地方裁判所で既に行われており、広島でも地裁本庁でWebによる裁判が行われています。裁判所による事前の説明会ではデータを原告・被告間で共有・整理しながら手続きを行えるような話もあった記憶がありますが、実際のところは大半がzoomと同じオンラインで話ができるという形での利用がメインのようになっています。

導入当初はなかなか利用されていませんでしたが、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに突然導入が進むようになり、今はWeb裁判が主流になりつつあります。

ただし、現行の法制度ではこれが使えるのは第2回裁判後の手続きで、第1回と尋問手続きは利用できないのですが、今回の法改正では証人尋問手続きや和解の場合などでも一定の要件のもと行えるようになります。

(3) 判決は電子データで作成・オンラインで当事者に交付することが可能に。

訴訟記録については紙媒体での閲覧・謄写から、電子データの閲覧・複写請求に替わります。

(4) 6か月以内で裁判を終わらせるように進める手続きを新たに設ける。

これは裁判のIT化とは直接連動しないところもありますが、今回の法改正で特定の内容のもの（消費者契約・労働関係紛争）以外については、当事者からの申し出により、6か月以内で裁判を終わらせるように進める手続きによることができるようになりました。この手続きによる場合は、5か月以内に主張を尽くし、証拠調べ手続きを6か月以内に、判決はその後1か月以内に行うのが前提となります。

現在の裁判では、期間の定めがされないままお互いに主張や証拠を出すという進行となっている関係上、判決まで1年～1年半かかることが多いです。場合によっては2年を超えて裁判が続いているというケースも見られます。

今回の新たな手続きによる場合は1年を切って裁判の結論が出るということですから、今後どのように運用されるかが改正により注目されるところです。

○裁判のIT化の今後の課題・問題点とは？

実際のところは裁判所のシステム整備がこれからのため、全面施行は数年後になる見込みです。そのため、実際に運用しながら適宜課題を解決するような形になるのではないかと思います。

現在の時点で、①個人情報や企業秘密といった情報セキュリティの問題をどうするか、②撮影や録音を禁止とするのをどこまで担保できるか、といったことがあげられています。このうち、個人情報や企業秘密に関する点については法案でも触れられており、営業秘密などを保護するための閲覧制限や、現行法でも行われている、被害者などの住所、氏名を秘匿にしてもらうよう申立ができる制度が設けられています。それ以外については今後最高裁判所施行規則などで規定される可能性があります。

まだ具体的な開始時期が不明ですが、今後もIT化に関する動きには注意が必要でしょう。

利息を経費計上できる『ビジネスローン』という選択肢

22.02.08 | ビジネス【税務・会計】



事業の運営資金を調達する方法の一つに、『ビジネスローン』が

あります。

ビジネスローンは『事業者ローン』とも呼ばれる法人や個人事業主の利用を想定したローンです。

ビジネスローンは原則的に事業での利用しか認められていません。

銀行の融資と比べると審査時間が短く、すぐに資金が調達できるというメリットをうたうものが多い一方で、金利が高く設定されていることが多いので、計画的な利用が大切です。

利息に関しては、他の融資と同様に経費として計上することが可能です。

今回は、ビジネスローンで資金調達を行った場合の勘定科目と仕訳について、説明します。



直近の支払いに便利なビジネスローン

会社を運営していくなかで、帳簿のうえで利益が発生する月と、実際に取引先から入金される月までに間隔が空いてしまうことがあります。

すると、直近の支払いに必要な資金が不足してしまい、黒字であるにも関わらず倒産する（黒字倒産）ことがあります。

黒字倒産を避けるためには資金調達を行い、不足分の資金を補わなければいけません。

一般的に利用されているのは銀行や金融公庫などからの融資ですが、これらの手段にはすぐに資金が必要な時には、審査に時間がかかるなどの問題があります。

銀行にもよりますが、金融機関の審査は最低でも1週間以上、長い場合は1カ月以上かかることもあります。

また、審査に落ちてしまう可能性もあります。

ビジネスローンは**審査のスピードが早く、急場をしのぎたい中小企業の大きな助けになります。**

最短で即日、遅くても1週間から10日以内に審査が終了し、審査自体も銀行に比べると緩いという特徴がある

ので、すぐに資金が必要な時には役立ちます。
また、原則的に無担保で借入を行うことができます。

通常、法人が金融機関から融資を受ける際、資料として直近2期分の決算書を提出する必要があります。
そのため、ビジネスローンでも基本的に開業・起業・創業資金としての利用は難しいのですが、個人事業主から法人成りして事業実績がある場合には個人事業の決算書・確定申告書で審査してもらえる可能性があります。

このように使い勝手のいいビジネスローンですが、一方で**銀行よりも金利が高くなります**。
銀行融資の借入金利は銀行によって多少の幅があり、返済期間によっても変動しますが、2%台の場合がほとんどです。

一方、ビジネスローンは、条件によってはかなりの低金利で借りられるものもありますが、銀行系のビジネスローンで3~15%、ノンバンク系で5~18%くらいが金利の相場です。

ビジネスローンの利息と元本の勘定科目

ビジネスローンを利用した場合は毎月それなりの利息を支払うことになります。
ただし、この利息は、事業に必要なコストとみなされるため、経費として計上することができます。

帳簿に記入する際、ビジネスローンは『支払利息』か『利子割引料』という勘定科目で仕訳します。
支払利息に分類されるのは利息のみですが、利子割引料は、利息のほかに、手形を売却した際の割引料を仕訳することもできます。

利息を経費計上する場合、帳簿のうえで統一されていれば、どちらの勘定科目を使用しても構いません。
このようにビジネスローンの利子は経費として計上できますが、元本は経費にできないので注意してください。

利子と元本は区別して仕訳を行うことになります。

元本である借入金自体は、借入の期間によって勘定科目が『短期借入金』か『長期借入金』のどちらかになります。

通常、1年以内に返済する借入金は短期借入金となり、1年を超えて返済する場合は長期借入金になります。
銀行からの融資は、長期の借入を前提としたものが多いため、長期借入金になることがほとんどです。
一方、ビジネスローンは短期の借入を前提とした融資で、長期の借入だったとしても1年で更新されるため、基本的には短期借入金で仕訳します。

そして、貸借対照表では『流動負債』として計上することになります。

また、利息以外に手数料や保証料など融資を受ける際に必要となった経費についても、計上することができます。

ビジネスローンは、有効な資金調達方法のひとつです。

借りる際には、さまざまな条件があり、貸し主やプランによっても異なります。
しっかり比較してから、自社の状況に合わせ、無理なく返済できるものを選びましょう。